

事務連絡
令和2年6月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に向けた取組の実施について（依頼）

平素より福祉・防災行政の推進について格別なる御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、内閣府（防災担当）及び消防庁から、各都道府県防災主管部局に対し、別添の通り「高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に向けた取組の実施について」（令和2年5月28日付府政防第1221号・消防災第98号）（以下「通知」という）が発出されたところです。

令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）等による豪雨災害を踏まえて、高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に向けて、福祉関係者等の協力を得ながら避難の理解力向上を図る「避難の理解力向上キャンペーン」の実施や、避難行動要支援者名簿の活用等について取組が実施されます。

近年、大規模豪雨災害が頻発し、多くの高齢者や障害者の方々が被災され、こうした方々の避難の実効性を確保することは喫緊の課題となっているところです。これらの対策を進めていく上では、医療・保健・福祉等の各部局と防災部局とが十分に連携し、福祉関係者等の協力を得ながら、地域住民等と一体となって取組を推進していくことが重要となります。

また、別添通知にも記載の通り（「4. 医療施設や社会福祉施設における災害リスクの確認」を参照）、水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という）により、市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に位置付けられた社会福祉施設には、避難確保計画の作成や当該計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられていますが、未だ多くの施設において計画が作成されていない状況です（水防法における計画の策定率：35.7%、土砂災害防止法における計画の策定率：36.1%（いずれも平成31年3月31日時点））。

各都道府県等におかれましては、管内市区町村に対して周知いただくとともに、防災主管部局と連携のもと、取組を実施していただくようお願いいたします。また、全ての社会福祉施設等において避難確保計画の作成等が行われるよう、助言・指導等をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、本取組の実施に当たっては、当面は、地域の実情に応じて可能な範囲・方法で実施いただきますようお願いいたします。